- **2025年10月改訂(第9版)
- *2023年 2月改訂(第8版)

機械器具 6 呼吸補助器

管理医療機器 呼吸回路セット(JMDNコード 70566000)*

F&Pシングルユース小児用回路EVAQUA2

RT265, RT266

再使用禁止

• 加湿チャンバーに給水する際には、必ず給水チューブを使用し給 水すること(主要文献 1.参照)。

【禁忌·禁止】

- * 再使用禁止[感染性物質の伝播、治療の中断、重篤な健康被 害が発生したり死亡したりするおそれがあるため]。
- * 加湿チャンバーに給水する際は、ガスポートを使用しないこと [誤接続および誤接続による火傷、ガスポートを介した菌による 人工呼吸回路内汚染のおそれがあり得るため](主要文献 1 参

「併用医療機器](相互作用の項参照)

- * 加温加湿器と人工鼻を併用しないこと[人工鼻のフィルター は、加温加湿器との併用により閉塞し、換気が困難となるお それがあるため](主要文献2参照)。
- ** 呼気側回路にフィルターを装着する場合、ネブライザーとアレ ベールを同時使用しないこと[患者が呼吸困難を起こすおそ れがあるため](主要文献3参照)。
 - 本品は販売名 MR810 システム(Part No.MR810GJU:医療機器 認証番号 221AABZX00093000)と併用しないこと[正確な湿度 管理が出来ないため]。
- * アレベールを含む薬剤を使用しないこと[呼吸回路を損傷する おそれがあるため]。

*【形状・構造及び原理等】

- * 1. 構成品
- **(1)吸気側回路(非加熱延長チュー ブ付)
- ** (2) <u>呼気側回路</u>
- (5) Yピース (6) 圧ライン
- (3) ドライチューブ (4) アダプター
- (7) 加湿チャンバー
- * 加湿チャンバーの給水チューブ、圧ラインおよびアダプターはポリ塩 化ビニル(可塑剤: トリメリット酸トリ-2-エチルヘキシル)を使用してい る(主要文献 4 参照)。
 - 本品には天然ゴムラテックスを使用していない。

2. 動作原理

使用目的に合わせ、構成品を選択して人工呼吸器等のガス供給源 および加温加湿器と組み合わせて使用することにより、患者にガス を供給する。

* 3. 仕様

圧縮容量	758 mL	
コンプライアンス (60cmH2O)	RT265	RT266
(不確かさ0.02	1.30 ± 0.15	1.12 ± 0.11
mL/cmH₂O)	mL/cmH₂O	mL/cmH₂O
	RT265 吸気側	0.09 ± 0.04
		cmH₂O
流量抵抗	RT266 吸気側	0.10 ± 0.05
が重ねが (2.5L/分、不確かさ 0.03	1(1200 %XX(R)	cmH₂O
(2.5L/方、个値から 0.03 cmH ₂ O)	RT265 呼気側	0.07 ± 0.04
Citi 120)		cmH₂O
	RT266 呼気側	0.07 ± 0.05
		cmH₂O
最大稼動圧	8 kPa	
長さ(非加熱延長チューブ	1.6 m	
込)		
最小内径	10mm	
ガスリーク(@60cmH₂O)	<30 mL/分	
換気量	<185 mL	

大気温度 20~26℃での性能		
	侵襲モード	
	RT265	RT266
加湿出力	>33 mg/L	
流量	4~15 L/分	0.8~4 L/分
大気温度 23℃での代表性能		
	侵襲モード	
	RT266	
加湿出力	>33 mg/L	
流量	0.3~4 L/分	

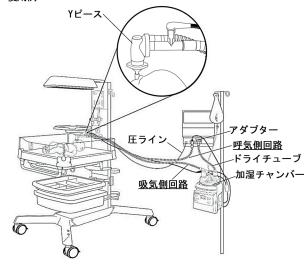
【使用目的又は効果】

* 人工呼吸器等に接続し、呼吸管理に用いる。

【使用方法等】

- * 1. ポール、固定台などを用いて関連機器、滅菌蒸留水バッグなどを適切 な位置に配置する。滅菌蒸留水バッグは、加湿チャンバーから50cm よりも高い位置に吊るす。
 - 2. 加温加湿器の操作方法に従い加湿チャンバーを加温加湿器にセットす
- * 3. 使用する構成品を選択する。
 - 4. ドライチューブを人工呼吸器と加湿チャンバーに接続する。
- * 5. 必要に応じて人工呼吸器との接続にはアダプターを使用する。また、 必要に応じて NO ガス用のチューブを接続する。
- ** 6. 吸気側回路を加湿チャンバーに接続する。
- ** 7. ガスを人工呼吸器に戻す場合は、呼気側回路を接続する。また、必要 に応じて人工呼吸器との接続にはアダプターを使用する。
 - 8. 加温加湿器の操作方法に従い、必要なケーブルなどを接続する。
- * 9. 必要に応じて圧ラインを本品と人工呼吸器などの圧力測定用ポートに 接続する。
- * 10. 関連機器の操作方法に従い、安全性を確認した後、Yピースの端をイ ンターフェース(マスクなど)に接続する。この際、インターフェースの接 続径により、必要に応じてアダプターを使用する。

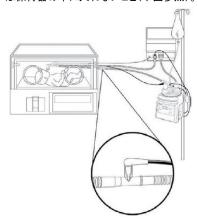
** 使用例



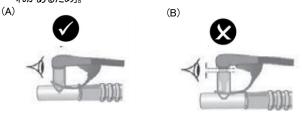
使用方法等に関連する使用上の注意

- 1. Fisher & Paykel Healthcare 社が推奨する呼吸回路/加湿チャンバー等 以外を使用しないこと「加湿不良、人工呼吸器の誤作動、性能や安全 性、患者の健康を損なうおそれがあるため]。
- * 2. 常に適切な患者モニタリング(酸素飽和度など)を行うこと[患者を監視 しない場合、健康被害が発生するおそれがあるため(ガスフローが中 断された場合など)]。

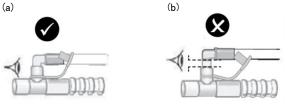
* 3. 34°C以上に維持されている閉鎖式保育器においては非加熱延長 チューブを接続した状態で使用すること。ロ元側の温度センサー は保育器の中に入れないこと(下図参照)。



- * 4. 34℃未満の閉鎖式保育器や解放式保育器においては非加熱の
- 延長チューブを取り外して使用すること。 温度プローブ(加温加湿器の付属品)を<u>呼吸回路</u>に接続する際は、下 図(A)のようにプローブが奥まで差し込まれていることを確認すること [下図(B)のように差し込まれていると、正確な温度が測定されないおそ れがあるため]。



* 6. 圧ラインを圧力測定用ポートに接続する際は、下図(a)のように圧ライ ンが奥まで差し込まれていることを確認すること[下図(b)のように差し 込まれていると、正しい圧力値が測定されないおそれがあるため]。



- * 7. ヒーターワイヤーが呼吸回路に沿って均等に配置され、束になったり よじれたりしていないことを確認すること。
- 8. 加湿チャンバーが滅菌蒸留水バッグなどに接続され、かつ加湿チャン バー内に水が供給されていることを確認すること。
 - ガス供給源に加湿チャンバーを接続する前に給水すること。
 - 10. 給水チューブと加湿チャンバー本体の接着部、および給水チューブと 白い穿刺針の接着部に負荷を加えないようにすること「給水チューブが 破損したり、給水チューブの接着部から水が漏れるおそれがあるた
 - 11. 表記されている水位レベル記号を参照し加湿チャンバーの水位が適 正であることと、メインフロートが正常に機能していることを常に確認す ること。

<水位レベル記号>

適切水位	不適切水位	
× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	***** X	
水位が最高水位線以下	水位が最高水位線より高い	

- * 12. 吸入加湿には滅菌蒸留水あるいはそれに相当する水を使用すること。 また、生理食塩水の使用は避けること。水に他の物質を加えないこと。
- 13. 呼吸回路内に結露が生じていないか定期的に確認し、結露している場 合には必要に応じて排水すること。
 - 14. 加温加湿器や加湿チャンバーが傾いていないことを確認すること[傾い ていると呼吸回路に水が入ってしまうおそれがあるため]。

- * 15. 加湿チャンバーの青いガスポートキャップを外してから滅菌蒸留水 バッグなどに給水チューブを穿刺し、穿刺部のベントバルブポート キャップを開放してから給水を開始すること[メインフロートが正常に動 作しない状態で給水を開始し、かつ流量が80L/分を超えると、呼吸回 路内に滅菌蒸留水などが入り込むことがあるため〕。
 - 16. 落としてしまった加湿チャンバーは外観に傷がなくても使用しないこと [衝撃によって加湿チャンバー内のフロートが破損したり、給水チュー ブの接続部から水漏れが発生するおそれがあるため]。
- ** 17. 給水チューブのスパイクを滅菌蒸留水バッグに差し込んだ後、滅菌蒸 留水バッグに負荷をかけたり絞ったりしないこと[流路が真空になるこ とにより水が落ちなくなるおそれがあるため]。

【使用上の注意】

重要な基本的注意

- 1. 本品を浸漬、洗浄、滅菌したり、アルコールを含む化学薬品、洗浄剤、 手指の消毒剤を使用しないこと。
 - 2. Yピースに呼吸回路を再接続する際は真っ直ぐ垂直に挿入すること[Y ピースに亀裂が入るおそれがあるため]。
 - 3. 患者より低い位置に加湿チャンバーをセットした加温加湿器を設置す ること[結露した水が患者側に流れ込み、患者に健康被害が発生する おそれがあるため]。
 - 4. 37°Cを超える温度の水を加湿チャンバーに入れないこと。
- ** 5. 呼吸回路から呼気側回路を取り外す際には、事前に加温加湿器の電 源を切ること。
 - 6. 呼吸回路に先が尖っているものや、表面がざらついているものを接触 させないこと[呼吸回路が傷つくおそれがあるため]。
- 呼吸回路を引っ張ったり、ねじったり、潰したり、締めつけたりしないこ と[呼吸回路に穴が開いたり、損傷するおそれがあるため]。
- 加湿チャンバーのベースプレートおよび加温加湿器のヒータープレー トには触れないこと「プレートの表面温度が85℃を超えることがあるた
- * 9. 保育器の中で呼吸回路を毛布で覆ったり温めたりしないよう注意する こと [治療の質に影響を与えたり患者に健康被害が発生したりするお それがあるため]。
 - 10. 呼吸回路をシーツ、タオル、あるいは他のもので覆わないこと[呼吸回 路が高温になるおそれがあるため]。
- * 11. RT266 を使用する際は、熱くなった呼吸回路が患者に直接触れないよ うにすること [流量 0.8 L/分以下では表面温度が 50℃に達するおそ れがあるため]。
- 12. 熱線入り呼吸回路が患者の皮膚に長時間触れないようにすること「患 者が熱傷を起こすおそれがあるため]。
- * 13. ヒーターワイヤーケーブルなどが外れ、アラームが発動した場合は、 直ちにヒーターワイヤーケーブルなどの接続状態を確認すること。また、ヒーターワイヤーケーブルなどが接続されていても、部品の損傷 または、不良が確認された場合には呼吸回路を交換すること。
- * 14. 圧ラインを用いる際、圧ラインに水滴が流入しないよう、圧ラインの差 込口が常に上になるように設置すること(主要文献5参照)。
- 15. 圧ラインに水滴が見られた場合には速やかに取り除くこと[水滴で圧ラ イン内が閉塞し、アラームが誤作動したり、適切な換気が維持されな いなどのおそれがあるため](主要文献5参照)。
- * 16. 呼気フィルターを併用する場合、回路内の圧力を必ずモニターし、フィ ルターによる圧力の増加が確認された場合や、圧力の増加の原因が フィルターによるものと疑われる場合は、ただちにフィルターを交換す ること。
- * 17. 水位レベルが最高水位線を超えて給水してしまう加湿チャンバーは使 用しないこと。
- 18. ガスフローがない状態で本品を使用しないこと。ガスフローが中断した 場合は加温加湿器の電源を切ること。
- 19. 人工呼吸器等のアラームを適切に設定すること。
- * 20. 本品を他の機器と使用する場合は、接続部が確実に接続され、患者に 接続する前に閉塞やリークなどが生じていないことを、圧力テストや リークテストで確認すること。また、使用中にも確認すること[閉塞や リークにより、呼吸に障害が生じるおそれがあるため〕。

相互作用

* [併用禁忌](併用しないこと)

不	「肝用未忘」(肝用しないこと)		
	医療機器の名称等	臨床症状•措置 方法	機序·危険因子
*	人工鼻		人工鼻のフィルターは、加温加湿器との併用により閉塞し、換気が困難となるおそれがあるため(主要文献2参照)。
**	ネブライザー	フィルターを装 着する場合、ア レベールと同時	薬剤によりフィルターが 目詰まりを起こし、患者 が呼吸困難を起こすお それがあるため(主要文献3参照)。
	販売名 MR810 システム (PartNo.MR810GJU: 医療機器認証番号 221AABZX00093000)	併用しないこ と。	5L/分未満の流量は適用 範囲外であり、正常な湿 度管理が出来ないおそれ があるため。
*	アレベールを含む薬剤	使用しないこ と。	呼吸回路を損傷し、リー クを起こすおそれがあ るため。

不具合·有害事象

2. 重大な有害事象

- 1. 重大な不具合 回路接続部の緩み・外れ、閉塞、ガスリーク、破損
- ** 低酸素血症、低酸素症、気道熱傷、気道損傷、肺損傷、電撃傷、筋骨 格損傷、低体温症
 - 3. その他の有害事象
- ** 皮膚の発赤、不快感、感染症、アレルギー反応

*【保管方法及び有効期間等】

- *保管方法
- *保管温度:-10~50℃
- **経時変化により呼気側回路が変色する場合があるが、性能の悪化や臨床 上の健康被害のおそれはない。

使用期間

- * 1. 適切な保管方法で保管する時、製造日より5年(箱のラベルおよび直接の被包記載の製造年月日を参照)。
 - 2. 本品は7日間を限度に新品と交換すること。

【主要文献及び文献請求先】

- 1. 薬食審査発第 1126009 号・薬食安発第 1126001 号「加温加湿器に係る 使用上の注意等の改訂について」(2004 年 11 月 26 日、厚生労働省)
- 2. 薬食審査発第 0911004 号・薬食安発第 0911002 号「人工呼吸器回路 における人工鼻と加温加湿器の併用に係る添付文書の自主点検等に ついて」(2008 年 9 月 11 日、厚生労働省)
- 3. 医薬安発第 0109004 号「人工呼吸器等回路用フィルターの自主点検について」(2002 年 1 月 9 日、厚生労働省)
- 4. 医薬安発第 1017001 号「ポリ塩化ビニル製の医療用具から溶出する可塑剤(DEHP)について」(2002 年 10 月 17 日、厚生労働省)
- 5. 薬食安発 0825 第 2 号・薬食機発 0825 第 6 号「人工呼吸器呼吸回路に おける気道内圧モニター用チューブに係る添付文書の自主点検等に ついて」(2009 年 8 月 25 日、厚生労働省)

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】



製造販売業者(文献請求先も同じ) Fisher & Paykel Healthcare 株式会社 電話番号 03-5117-7110

外国製造業者

Fisher & Paykel Healthcare Limited フィッシャー・アンド・パイケル・ヘルスケア・リミテッドニュージーランド

*Fisher & Paykel Healthcare S.A. de C. V. Site 2 (Melville) フィッシャー・アンド・パイケル・ヘルスケア・エス・エー・デ・シー・ブイ・サイト 2 (メルビル) メキシコ合衆国

[販売業者(販売店)]